

## 東根市住宅用太陽光発電システム設置支援事業費補助金交付要綱

### 東根市住宅用太陽光発電システム設置支援事業費補助金交付要綱

平成21年6月17日告示第48号

改正

平成25年3月27日告示第20号

平成26年3月24日告示第18号

平成27年3月11日告示第18号

### 東根市住宅用太陽光発電システム設置支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、太陽光発電の導入を支援し、地球温暖化の防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)設置事業を行う者に対して、東根市補助金交付規則(昭和31年規則第2号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす対象システムを設置する事業とする。

- (1) 東根市内において、自ら居住し、若しくは居住する予定である本市の区域内の専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅又はこれらの住宅に附属する車庫・物置等(以下「住宅等」という。)へ設置するものであること。ただし、既に本事業による補助を受けた住宅等を除く。
- (2) 低圧配電線と逆潮流ありで連系し、かつ、太陽電池の最大出力(当該対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(キロワット表示とし、小数第2位を切り捨てた値)とする。以下同じ。)が10.0キロワット未満であること。
- (3) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ(インバータ・保護装置)、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、発生電力量計及び余剰電力販売用電力量計を基本とすること。ただし、これらの構成要素は、必ずしも単体の要素であることを要しない。
- (4) 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転(自動起動・自動停止)を行

うものであること。

(5) 太陽電池モジュールが日本工業規格 J I S C 8918 又は J I S C 8939 に定められた性能を満たすものであること。

(6) 未使用品であること。(中古品は対象外)

(7) 電力会社と電灯契約を締結していること。

(8) メーカー等によるサービス及びメンテナンス体制が用意され、国内にアフターサービスの窓口を有するメーカー等の製品であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象システムの太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナの定格規格の合計値のいずれか小さいほうの値(キロワット表示で小数第2位を切り捨てた値とし、4.0キロワットを限度とする。)に30,000円を乗じて得た額又は設置工事費のいずれか低い額とする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着工前に次に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 対象システム設置工事着工前の屋根と建物の状況を示す写真

(3) 付近の見取り図

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付を申請した者に対し、工事請負契約書その他必要と認める書類の提示を求めることができる。

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を付して通知するものとする。

(実績報告書)

第6条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了した場合は、次に定める書類を、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(様式第3号)

(2) 対象システム設置工事着工前の屋根と建物の状況を示す写真。ただし、申請時

に添付した場合は省略できるものとする。

- (3) 対象システム設置工事完了後の状況を示す写真
- (4) 電力会社の太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 対象システムの設置に係る領収書の写し
- (7) 申請者本人の住民票
- (8) 納期が到来した納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項第8号に定める納税証明書は、当該年度のものとする。ただし、9月30日までに実績報告を行う場合は、前年度のものとする。

(補助金額交付額の確定)

第7条 市長は、前条の報告を受けた場合は、交付すべき補助金交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(手続代行者)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、第4条第1項の補助金交付申請書及び第6条の事業実績報告書を当該補助対象となる対象システムの設置工事を行う、若しくは販売する者(以下「手続代行者」という。)に対して依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続を、誠意をもって実施するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、第7条の規定による補助金額の確定通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付対象者にした補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 市長に提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為を行ったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交付対象者が補助金を対象システム以外の用途に使用した場合など、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(協力)

第10条 市長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて対象システムに関する報告等協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成21年度は、国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付決定を受けて、平成21年6月30日までに着工した事業について、第4条の規定にかかわらず補助金交付の申請を受け付けるものとする。この場合において、交付を受けるものは速やかに補助金の交付申請を行わなければならない。

附 則 (平成25年3月27日告示第20号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日告示第18号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日告示第18号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。